

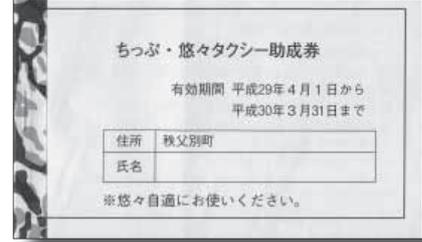
平成29年4月から

高齢者タクシー助成事業を充実させました

～対象者 60歳以上・最大で約9割助成に拡大～

1 【対象となる方】

秩父別町に住民登録している**満60歳以上**の方
※満60歳の誕生月の1日から対象になります。



2 【助成内容】 助成券 **年間48回分**

運賃	利用者 支払額
610円～ 930円	100円
1,010円～ 1,970円	200円
2,050円～ 2,930円	300円
3,010円～	400円

・平成29年度の途中で満60歳になる方は、誕生月により枚数が異なります。

誕生月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
枚数	48枚	44枚	40枚	36枚	32枚	28枚

誕生月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
枚数	24枚	20枚	16枚	12枚	8枚	4枚

3 【申請方法】

- ・役場住民課にある申請書に必要事項を記入し、提出してください。【印鑑が必要です。】
 - ・本人が窓口で申請してください。(家族の方による代理申請もできます。)
- ※入院中の方は、退院してから申請してください。

高速るもい号を利用する町民を対象に、自宅からバス停(秩父別IC)のタクシー料金を全額助成する事業を行っています。詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

平成29年度 「秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆ」 入館料半額助成券を交付しています

1 【対象となる方】

秩父別町に住民登録している**満60歳以上**の方
※満60歳の誕生月の1日から対象になります。

2 【助成内容】 半額助成券 **年間24回分**

- ・平成29年度の途中で満60歳になる方は、誕生月により枚数が異なります。

誕生月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
枚数	24枚	22枚	20枚	18枚	16枚	14枚

誕生月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
枚数	12枚	10枚	8枚	6枚	4枚	2枚



3 【申請方法】

- ・役場住民課にある申請書に必要事項を記入し、提出してください。【印鑑が必要です。】
 - ・本人が窓口で申請してください。(家族の方による代理申請もできます。)
- ※入院中の方は、退院してから申請してください。

タクシー助成券・「秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆ」入館料半額助成券のお問い合わせ
 役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111 (内線45・49)

臨時福祉給付金（経済対策分）について

平成26年4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の少ない方々の負担を軽減するため、対象となる方に「臨時福祉給付金（経済対策分）」を給付します。なお、今回は国の経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して給付します。

臨時福祉給付金

対象者

町民税非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く

1人につき
15,000円

支給 対象者

平成28年1月1日に、秩父別町に住民登録をされている方で、平成28年度分の町民税非課税の方が対象となります。

ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合又は生活保護制度の被保護者となっている場合は支給対象外です。

給付額

対象者1人につき
15,000円

申請期限

平成**29**年**6**月**30**日（金）まで

申請手続

- ◆申請書に必要事項を記入し、印鑑、身分証明書（免許証又は保険証等）を持参してください。
- ◆前回支給を受けた口座から受取口座を変更する方は、受取口座の通帳も持参してください。
- ◆申請書類は、3月に対象になる可能性がある方に送付しています。
支給対象に該当すると思われるが、申請書が届いていない場合などは、お問い合わせください。

申請先・お問い合わせ 役場住民課住民福祉グループ（電話：33-2111 内線49）

熊本地震災害義援金の受付終了とお礼について



熊本地震で災害に見舞われた方を支援するため、昨年5月から義援金の受付をしておりましたが、平成29年3月31日をもって受付終了いたしました。

皆様の温かい善意にお礼を申し上げますとともに、いただいた義援金の金額を報告いたします。

義援金受付額

231,625円

※この義援金は日本赤十字社を通じて被災された方に届けられます。

たくさんのご協力ありがとうございました。

75歳以上の方と一定の障がいがある65歳以上の方の医療制度
 後期高齢者医療制度のお知らせ
 制度の見直しについて

■均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

平成28年度

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

平成29年度から

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

■所得割の軽減割合が見直しされました

平成28年度

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

平成29年度から

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

■被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

平成28年度

区分	所得割	軽減割合
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9割軽減

平成29年度から

区分	所得割	軽減割合
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

● 所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

◆保険料の計算方法（平成29年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【一人当たりの額】 49,809円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成28年中の所得 - 33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	---	---	---

● 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■ 高額療養費の自己負担限度額が見直しされます

- 高額療養費の自己負担限度額が、平成29年8月から次のとおり見直しされます。

区分		1か月の自己負担限度額	
		平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並み所得者	外来〔個人単位〕	44,400円	57,600円
	外来+入院〔世帯単位〕	(医療費総額-267,000円) × 0.01 + 80,100円 (※2)	(医療費総額-267,000円) × 0.01 + 80,100円 (※2)
一般	外来〔個人単位〕	12,000円	14,000円 (※3)
	外来+入院〔世帯単位〕	44,400円	57,600円 (※3)
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	外来〔個人単位〕	8,000円
		外来+入院〔世帯単位〕	24,600円
	区分Ⅰ	外来〔個人単位〕	8,000円
		外来+入院〔世帯単位〕	15,000円

- ※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。
- ※2 多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は44,400円です。
- ※3 1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。
- ※4 一般区分においても多数該当（※2）が設定されます。

■ 入院時生活療養標準負担額（居住費）の金額が見直しされます

- 療養病床に入院したときの居住費が、平成29年10月から見直しされます。

【平成29年9月まで】

区 分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	1日につき320円
厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）	1日につき0円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円

【平成29年10月から】

区 分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	1日につき370円
厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）	1日につき200円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円

お問い合わせ先

◆北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

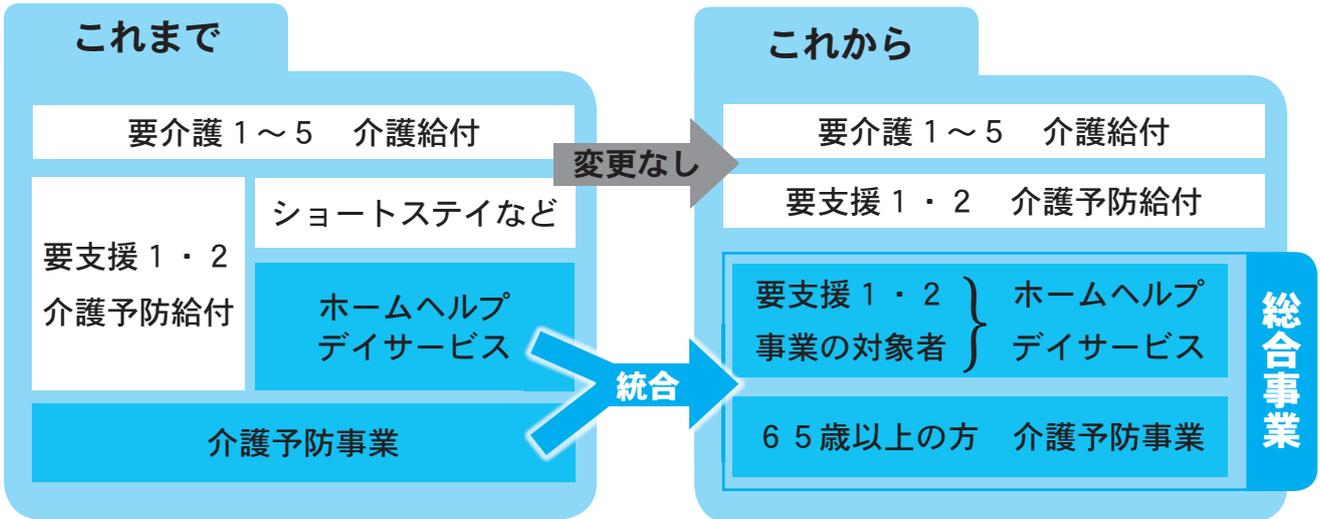
◆役場住民課住民福祉グループ
電話 33-2111（内線44）

介護保険制度のお知らせ

～介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました～

介護予防・日常生活支援総合事業（通称：総合事業）について

町では、介護の必要な状態にならないための身体機能の維持・向上などをめざし、介護予防事業を実施してきました。新しく始まる総合事業は、これまでの介護予防事業と、要支援1・2の方が受けていた介護予防訪問介護（ホームヘルプ）・介護予防通所介護（デイサービス）を統合した事業です。



平成29年4月から総合事業が始まりましたが、これまでと同様にサービスの利用や事業への参加ができます。また、ホームヘルプ・デイサービスは要支援認定を受けた方のみが対象となっていました。今後は町のチェックリストによる審査を受けて該当となった方も利用できるようになります。

新しくホームヘルプ・デイサービスや介護予防事業の利用を希望される方はご相談ください。
ご相談・お問い合わせ 役場住民課住民福祉グループ 電話：33-2111

介護職員になる・なりたい方を支援します

■介護従事者定住促進事業補助金

町内の介護事業所に介護職員等として雇用され、雇用を機に本町に転入してきた方に、介護事業所からの助成を条件として、最大10万円の上乗せ助成を行います。

■介護職員初任者研修受講補助金

本町の介護事業所に就業する意思があり（現在本町の介護事業所に勤務していて資格を持っていない方を含む）、介護に必要な基本的な知識・技術を身につけるための介護職員初任者研修を受ける本町在住の方に対し、その受講料を全額助成します。

詳しい要件についてはお問い合わせください。
役場住民課住民福祉グループ 電話：33-2111（内線44）

いきいきちっぷ'S

健診申込みの時期です！

元気確認健診案内～自分の健康のために～

全部の検査を受けても約2時間！

無料！
(町が全額助成)

結果がその日に
わかります！

日程が選べます！

住民健診

★健康診断 (30歳以上)

※年齢や加入している医療保険によって健診内容が異なります。

★がん検診 子宮・乳 (20歳以上)
前立腺 (50歳以上)
肺・胃・大腸 (40歳以上)

★その他検査

エキノコックス検査
歯科健診・ピロリ菌検査
肝炎検査

★日程

春

6月13日 (火)
14日 (水)
15日 (木)
16日 (金)

秋

10月19日 (木)
20日 (金)

	午前 7～11時	午後 13～14時
6/13(火)	一般の日 (男女可)	
14(水)	乳・子宮検査は×	
15(木)	女性の日	女性の日
16(金)	すべての検査OK	胃・歯科健診は×
10/19(木)	一般の日 (男女可)	女性の日
	乳・子宮検査は×	胃・歯科健診は×
20(金)	女性の日	
	すべての検査OK	

【場所】 老人福祉センター

【料金】 各健診 無料

町が全額負担しています
全検査で 男性：約22,000円相当
女性：約32,000円相当

人間ドック (30歳以上)

★基本検査

内科系の一般検査 (尿・血液検査・心電図等)
胃・肺・大腸がん検査、視力・聴力検査、
腹部エコー、呼吸器検査 など

★オプション検査

前立腺がん・子宮がん・乳がん検診
脳ドック、肺ドック
骨粗鬆症検査、動脈硬化検査、BNP検査 (心臓の元気度)、
頸動脈エコーペプシノーゲン検査 (胃の委縮度)、
胃がんリスク検診、認知度スクリーニング検査 など

★日程

平成29年4月から平成30年3月までの間で希望日を選ぶことができます。

【場所】 (指定病院)

- ・深川市立病院 ・旭川赤十字病院
- ・旭川厚生病院 ・沼田厚生クリニック

【料金】 自己負担

16,320円～28,200円

※病院によって自己負担は異なります

町から一律15,000円を助成します。

健診案内を個別通知しています。
健診申込書により申込みください。

【締切】

住民健診・人間ドックのいずれも

4月28日 (金) まで

【お問い合わせ】

役場住民課保健指導グループ

電話 33-2111 (内線47)

FAX 33-3466

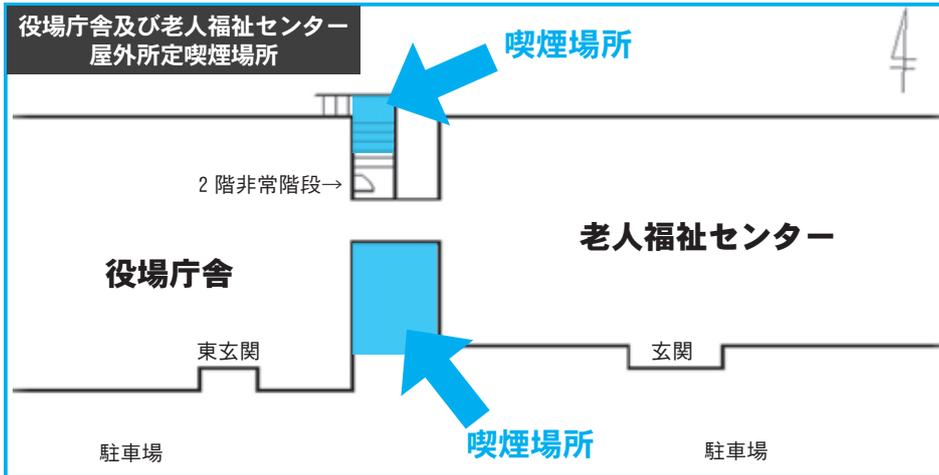
平成29年4月～

公共施設 屋内全面禁煙 について

受動喫煙防止

受動喫煙防止の徹底を図るため、平成29年4月1日から、役場庁舎・老人福祉センターをはじめ、町内公共施設の屋内を全面禁煙といたしましたので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、役場庁舎及び老人福祉センターにおける屋外の所定喫煙場所は以下のとおりです。



平成29年 4月1日から
**公共施設 屋内
禁煙**



喫煙は屋外の所定の場所をお願いします。
皆様のご協力をお願いします。

チャイルドシートを貸し出しています

交通事故から子どもを守るため、町ではチャイルドシートを無料で貸し出しています。

乳児用、幼児用、児童用の3種類を貸し出していますので、希望される方は下記担当までご連絡ください。

なお、台数が限られているため、貸し出し状況により、借りることができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。



貸し出し対象者	町内の方で自動車を所有し、満6歳未満の乳幼児がいる家族の代表者
申込に必要なもの	・ 申込書（総務課総務グループにあります） ・ 申込者の運転免許証、印鑑
貸出台数・期間	家族で1台とし、最長で1年間
貸出料	無料



◆6歳未満の乳幼児を自動車に乗車させる場合は、チャイルドシートの着用が義務付けられています。正しく装着して、安全運転を心がけましょう。

申込先・お問い合わせ 役場総務課総務グループ（電話：33-2111 内線32）

秩父別土地改良区

小西梅太郎理事長が 北海道産業貢献賞を受賞



秩父別土地改良区の小西梅太郎理事長が北海道産業貢献賞（農業関係功労者）を受賞し、3月1日、神薙町長に受賞報告しました。

小西理事長は平成6年から理事や代表監事などの役員を務め、平成18年から理事長に就任しました。国営

かんがい排水事業などの早期完了に努め、賦課金の減額や用水路のパイプライン化による組合員の負担軽減を図るなど、地域農業の振興に貢献したことが高く評価されました。

小西理事長は「大変光栄なことで、先輩方や組合員皆様のおかげ。今後も農産物の品質向上のためにも土地改良事業を推進していきたい」と話し、神薙町長は「受賞は永年の多大なご功績が認められたもの。秩父別農業振興のため土地改良にご尽力いただいていることに感謝している」と受賞を祝いました。

同賞は道内の農業、農村の発展に貢献した個人、団体に贈られ、本年度は個人21人が受賞。2月27日に札幌市で表彰式が行われました。

渋谷信人前副町長

退任のあいさつ



新緑の候、町民の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。さて私こと、3月31日をもって、副町長を

退任いたしました。

顧みますと、地方人口の減少が続くなか、自治体の果たす役割の重さが増していく重要な時期に身に余る重責を担うことになり、微力ではございましたが、神薙町政が掲げますスローガン「協働の力で築く安全・安心で活気に満ちたまち」実現のため、全力を傾注して取り組んできました。平成23年に就任以来、6年間という長きにわたり、町民の皆様のみとかたならぬご厚情、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。おかげさまをもちまして、ここに大過なく退任の日を迎えることができました。議会議員をはじめ多くの方々にご指導、ご支援を頂きましたことは感謝に堪えません。

今後においても町内に在住し、「まちづくり」に参画させていただく所存ですので、今後とも変わらぬ一層のご厚誼とご指導賜りますようお願い申し上げます。

結びといたしまして、謹んで秩父別町の限らない発展と、町民の皆様方のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げます。退任のあいさつとさせていただきます。

高鶴公人副町長

就任のあいさつ



春光うららかな季節を迎え、町民の皆様には、益々御健勝のこととお慶び

申し上げます。

さて私こと、先の第1回町議会定例会におきまして、副町長選任に同意をいただき、4月1日付けでその職務に就かせていただきました。

私にとりましては、身に余る光栄でありますと同時に職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

もとより、浅学非才その器ではございませんが、神薙町長の補佐役として「小さくてもキラリと輝く存在感あるまちづくり」の実現に向け、職員と共に、誠心誠意、全力を傾注して参る覚悟でありますので、町民の皆様のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びといたしまして、町民福祉の向上と活力ある豊かなまちづくりの実現のため努力を惜しまないことをお約束いたしまして、就任のあいさつとさせていただきます。



3 / 3

認定こども園くるみで、ひなまつりお楽しみ会が行われました。子ども達は、手作りのひな人形に飾りつけをするゲームなどを楽しみ、最後にひな壇とともにクラスごとに分かれて記念撮影をしました。

広報に掲載した写真をご希望の方、広報に関するご意見ご要望は、総務課総務グループ（広報担当）までご連絡ください。
※写真は電子メール送信による提供も可能です
・電話 33-2111（内線34番）
・メール kouhou@chippubetsu.jp



3 / 14

秩父別中学校で第70回卒業証書授与式が行われ、卒業生12名が一人ずつ廣瀬校長から卒業証書を受け取りました。同級生や先生との別れを惜しみながらも、4月から始まる新しい生活に向け、思い出の詰まった学び舎を巣立ちました。



3 / 13

本町の初代英語指導助手として、平成元年から3年間活躍いただいたダイアン・ローマスさん（イギリス在住）が来町しました。神薮町長と再会したダイアンさんは、「本当に懐かしいね」と、思い出話に花を咲かせていました。



3 / 21

自衛隊新入隊員激励会が役場庁舎で行われ、神薮町長をはじめ、自衛隊父兄会や自衛隊関係者が、4月から新規入隊する大橋美斗さん（写真前列中央）を激励しました。大橋さんは、入隊の意気込みを力強く述べました。



3 / 18

秩父別小学校で第53回卒業証書授与式が行われました。式では、卒業生が一人ずつ自分の夢や両親・先生方への感謝の気持ちなどをステージ上で発表し、4月から始まる中学校生活に向けて、新しいスタートを切りました。



J A 北いぶき青年部秩父別支部のメンバーが、農作業を体験してもらいながら早く部活動が開始できるようにと、中学校野球部員と一緒に学校グラウンドで融雪剤散布を行いました。作業後は一緒に弁当を食べ、交流を深めました。



認定こども園くるみで、卒園式が行われました。式では卒園児が一人ずつ将来の夢を発表し、卒業証書を受け取ったあと、自分の親に感謝の言葉を贈りました。我が子の成長に涙ぐむ親の姿もあり、会場が感動に包まれました。

秩父別町銘菓取扱店会 平成28年度きたしん「ふるさと 振興基金」表彰を受賞しました



北空知信用金庫主催による平成28年度きたしん「ふるさと振興基金」表彰を受賞した秩父別町銘菓取扱店会（東晴基会長）が3月29日（水）、役場庁舎を訪れ、神薙町長に受賞の報告をしました。

この表彰は、北空知管内における産業技術改善やふるさと活性化事業・文化向上等に努力している企業や個人などを対象に表彰されるもので、産業技術奨励賞を受賞した秩父別町銘菓取扱店会は、地場産プロッコリーパウダーを使って地域の恵みを生かしたカステラ「日和（ひより）」の商品開発に取り組み、昨年の発売開始から3千箱の販売を達成したことが高く評価されました。北空知信用金庫本店で表彰状を受け取った東会長は「ちっくくるの利用客など町外から訪れるお客さんに、この『日和』を味わってもらい、まちのPRにつながれば」と述べました。

平成28年度土地改良事業功労表彰 秩父別町が特別功労表彰を受賞 しました

多年にわたり土地改良事業の推進、発展に顕著な功績があったとして、北海道土地改良事業団体連合会（塩尻芳央会長）から秩父別町に特別功労表彰が贈られました。

秩父別町は、国営かんがい排水事業など、土地改良事業の積極的な推進を通じて、道内有数の良食味米産地に位置づけられているほか、転作作物のプロッコリーやトマトなどは地域ブランド品として、市場から高い評価を受け、また、日本型直接支払制度を活用し、地域農業・農村の多面的機能の発揮や条件不利地域への支援を行うなど、地域農業の発展に大きく寄与しているとして表彰を受けたものです。

表彰式は3月22日（水）、札幌市内で行われ、この特別功労表彰は、秩父別町のほか厚沢部土地改良区、中標津農業協同組合の3団体、個人では5人が受賞しました。

